富士吉田市　地域福祉計画

概要版

第５期（令和７年度～令和 11 年度）

計画策定の背景

国において社会福祉基礎構造改革が行われ、平成 12 年６月に社会福祉事業法が改正し、法律の名称変更により社会福祉法となり、そこで、地域福祉計画について定められました。本市においては、平成 16 年３月より「富士吉田市地域保健福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。

わが国では、少子高齢・人口減少による社会全体の課題を抱え、加えて、住民同士の社会的なつながりも希薄になってきています。さらに、社会的孤立やひきこもり、高齢の親と無職独身や障害がある 50 代の子が同居することによる 8050 問題、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）の課題、本来大人が担うと想定される家事や家族の世話を行う未成年者のヤングケアラーなど様々な問題が顕在化し、さらに課題も複雑化・多様化しています。

このような社会情勢のなか、平成 30 年及び令和３年に社会福祉法の改正があり、地域福祉計画は、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられ、さらに、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められてきています。

本計画では、社会福祉法改正の趣旨を踏まえつつ、さまざまな分野や制度を総合的かつ包括的に推進を図るとともに、地域住民・関係機関・行政機関が連携協力しあい、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のための計画となっています。

地域福祉の課題

（１）包括的な支援体制の強化

従来の対象者ごと・分野別の支援体制に捉われず、住民と行政、社会福祉協議会、学校、警察、医師会、民生委員、民間事業所など多様な関係者が一丸となって、創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みづくりが求められています。

（２）地域における助け合い・つながり合いの推進

市民および市民団体との連携を図りながら住民が主体の取組を増やし、市民が支え合える住民主体の地域づくりが求められています。特に、移動支援、買い物支援、災害時の協力など、市民の支え合いによる支援の充実が求められています。

（３）交流の場・活動の場づくり

誰もが参加できる交流の場や市民団体の活動の場づくりが求められます。人々が集まり交流したり親睦を深めたりすることで、地域住民が互いに地域の実態を知り、防犯や防災、高齢者やこどもの見守りへの関心も高まります。また住民の身体的・心理的な側面にも良い影響が考えられます。

（４）情報発信の充実

福祉サービスの分かりやすい情報提供による利用の拡大や、広く市民への情報提供による地域活動の活性化につながることが期待されています。また、福祉や地域活動への関心が薄い方、情報入手が苦手な方など無関心層への情報発信の工夫が求められます。

基本理念

一人ひとりが紡ぎ合い
共に織り成す支え合いのまち　富士吉田

本市の最上位計画である第６次富士吉田市総合計画では、かけがえのない富士の恵みと、そこに住む人それぞれが感じる幸せとで糸を紡ぐ、その糸で織られたまちは自ずと豊かで活力あるまちになるとして、「富士の恵みと　幸せを紡いでまちを織る　活力創造都市　富士吉田」を将来都市像としています。

本計画では、この将来都市像を実現するため、老若男女、障害の有無、国籍などの違いを超えて、すべての人がいきいきと、頼り、頼られ、寄り添い、寄り添われながら、安心して暮らすまちを目指します。その人がその人らしく、人と関わりながら生活するまち、市民が持つ様々な力を結集し、連携を深めながら、ともに支えあって生きていくことができるまち、その実現を目指し、本計画の基本理念を次のように設定します。

基本目標・施策

基本目標１　地域で助け合い、つながり、寄り添う　地域づくり

地域との関わりの中から、市民一人ひとりが地域の課題に気づき、共有し、解決のための活動を実践すること、地域団体、ボランティア団体、ＮＰＯをはじめ、福祉関係機関、保険医療機関、学校、企業等地域を構成する担い手が連携して地域の保健福祉を推進することが重要です。

すべての市民に情報を行き渡らせ、頼り、頼られ、寄り添い、寄り添われながら、ともに支え合って生活していけるような地域づくりを目指すとともに、それに主体的に参加してくれる市民を増やしていきます。

● 普及啓発
1 市民理解の促進　2 こどもへの普及啓発　3 認知症に関する普及啓発

● 権利擁護の推進
1 成年後見制度の普及啓発　2 こどもに対する権利擁護
3 こども家庭センターでの相談支援
4 児童・高齢者・障害者等の虐待（差別）や暴力の防止への取組

● 市民活動の支援
1 市民活動の活性化　2 市民活動への参加に向けた取組
3 認知症サポーターの養成　4 地域の健康づくりを担う人材の養成
5 市民活動への支援

● 居場所づくり・生きがいづくり
1 障害者の生きがいづくり　2 高齢者の生きがいづくり
3 こどもの居場所づくり　4 市民の健康づくり

● 地域で支えあう体制づくり
1 高齢者の見守り体制の構築　2 民生委員による訪問活動
3 平常時の関係づくり　4 災害時の共助の体制の構築
5 ファミリーサポートセンター事業

基本目標２　包括的に支援を行う　仕組みづくり

身近な地域で安心して、その人がその人らしく生活を続けていけるよう、地域で支援を必要としている市民に対し、保健・福祉・医療サービスによる包括的に支援できる仕組みづくりが重要です。

効果的な情報提供や相談支援を通じて包括的、継続的な支援を図りつつ、分野間の横連携、多様な社会資源との連携を充実し、総合的な支援が推進できるよう仕組みづくりを進めます。

● 情報提供、相談体制の充実

1 福祉に関する相談窓口
2 生活や就労に関する相談窓口
3 地域包括支援センターによる総合相談支援
4 基幹相談支援センターによる相談支援
5 妊産婦から子育て家庭への相談支援
6 子ども・子育てに関する制度の情報提供

● 保健・医療・福祉の連携

1 自殺防止対策の推進
2 医療・介護の連携推進
3 認知症初期集中支援チーム事業
4 生活保護受給者の健康増進の取組

● 地域における福祉サービスの提供

1 福祉サービスの充実に向けた取組
2 障害者の雇用の拡充
3 高齢者向けサービスの充実に向けた取組
4 介護予防・重度化防止の取組
5 高齢者向け各種サービスの情報発信の充実
6 介護者への負担軽減の取組

● 地域包括ケアシステムの充実

1 地域包括ケアシステムの構築
2 高齢者支援ネットワークの構築
3 地域ケア会議の実施
4 低所得者への支援

● 困難な問題を抱える女性への支援

1 女性相談支援窓口の周知啓発
2 女性支援に関する関係者との連携
3 相談者へのプライバシーの配慮
4 市民活動団体との連携・協働

● 生活困窮者への支援

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度
2 生活保護受給者等就労自立促進事業
3 生活困窮者自立支援制度に関する関連事業の推進

● 保育サービスの充実

1 公立保育所の適正配置
2 新たな事業の制度化

● こども・子育て世代への支援

1 ひとり親家庭への支援
2 こどもの包括的な相談体制
3 子育て家庭への経済的負担の軽減
4 不妊治療への助成
5 子育て世帯向け各種制度の情報発信の充実

● 支援の担い手の資質の向上・供給体制の確保

1 相談支援専門員の資質向上
2 高齢者に関わる職員の資質向上
3 支援体制強化の取組
4 介護給付の適正化事業
5 適切な制度利用のための取組
6 支援に関する協議及び検討の場づくり

基本目標３　住民の生活を支える　まちづくり

だれもが安心して暮らし続けることができ、自由に、快適にまちに出ることができるよう、地域にあった医療体制づくりや外出しやすい環境づくりを推進します。併せて、ハード面でのバリアフリーだけでなく、障害や年齢、国籍、性別などの様々な違いを受け入れられる心のバリアフリーを進めます。さらに、市民が常に不安に感じている大規模災害の発生に備え、地域防災活動の推進や避難行動要支援者支援対策を進めていきます。

● だれもが快適に過ごせるまちづくり

1 福祉のまちづくり
2 みんなの人権を守る取組
3 転倒予防都市宣言

● いつまでも元気に過ごせる地域医療体制づくり

1 富士吉田市立病院の機能分化・連携強化
2 かかりつけ医の推進
3 適正な受診に係る周知啓発
4 避難訓練の実施

● 避難行動要支援者の支援

1 個別避難計画の策定
2 地域組織との連携
3 福祉避難所の拡大
4 感染症予防の取組

● 地域防災活動の推進と安全確保の整備

1 地域防災活動の周知
2 関係部署の連携強化
3 市民の防災意識の向上
4 防災ベスト等の活用促進
5 青色防犯パトロール車の市内巡回・通学路等への防犯カメラ設置
6 地域で行う防犯活動
7 防犯知識の普及

● 外出しやすい環境づくり

1 バス交通等の充実
2 タクシー代の助成
3 タウンスニーカー回数券の交付
4 自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業

推進体制の整備

（１）総合的連携システムの整備

それぞれの機関や分野でのネットワークなどが把握している保健医療・福祉に関する情報を、総合的に共有化することで、サービスの適切な利用に結びつけられる体制を整備し、地域住民に対するサービスの総合化を図ります。

（２）地域活動を担う人材の育成

これまで参加したことのない住民でも自分の経験や技能を活かした身近な活動などに、気軽に参加できる仕組みをつくることが必要です。

また、地域の活動を継続的に実施していくためには、住民の自主的な活動を中心的に支える人材の育成が求められます。このため、社会福祉協議会やＮＰＯなどの団体とも協力し、人材の育成をめざします。

富士吉田市　再犯防止推進計画

（令和７年度～令和 11 年度）

概要版

計画策定の背景

全国の刑法犯認知件数が減少を続ける一方で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっています。市民が犯罪被害に遭うことを防止し、安全・安心に暮らせる社会としていくためには、再犯を防止することが重要となります。また、再犯を防止するためには、国、地方公共団体、民間の団体等が連携協力し、地域で孤立することがなく生活を送ることができるよう、切れ目のない支援が重要となります。

このような中、国では再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現することを目的に、平成 28 年 12 月「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、平成 29 年 12 月「再犯防止推進計画」が策定されました。山梨県でも、令和２年３月「山梨県再犯防止推進計画」が策定されました。

本市においても、犯罪をした人等がまたもう一度立ち直り、社会復帰できるよう支援し、誰もが互いに尊重し、ともに支え合って、安心して暮らせるまちの実現に向けて、「富士吉田市再犯防止推進計画」を策定します。

課題

（１）こどもの支援

保護観察の対象者の低年齢化、薬物依存が大きな問題となっており、学校等と連携した更なるこどもの犯罪予防活動の推進が求められています。また、家庭の中で親と子供の関わり方が重要となっています。

（２）就労・住居・相談体制の確保

未成年の学校復帰へのサポート、成年の仕事を持つことへのサポート、住居支援のサポートが求められています。また、専門家に相談し、人の力を借りながら対応していくことも重要であり、いつでも相談に乗れるサポートが求められています。

（３）サポートセンターの設置

保護司の会員宅に設置しているサポートセンターについて、継続性の観点からも、市役所等の公的施設に設置することが求められています。

（４）市民の意識向上

市民においては、犯罪防止について正しい知識を持ち、理解をしてもらうことが重要です。学校や地域活動の中で、多様な周知を行い、市民の犯罪防止、再犯防止の意識向上につなげることが求められます。

（５）地元企業の理解

再犯防止には仕事を持つことが重要であり、地元企業の理解が大変重要です。地元企業の保護司会等の活動および犯罪防止、再犯防止への更なる理解が求められます。

基本方針

犯罪をした人等を含め市民誰もが互いに尊重し、ともに支え合って、安心して暮らせるまちの実現に向けて、次の３つを基本方針として設定します。

- **基本方針１**　**市民の理解促進・関心を深める**
- **基本方針２**　**切れ目のない支援の充実を図る**
- **基本方針３**　**関係機関・団体との連携を強化する**

施策

● 市民への周知・啓発

1 社会を明るくする運動　2 青少年の被害・非行防止全国強調月間
3 再犯防止に関する人権啓発　4 小学校における人権教育及び啓発活動の推進

● 就労・住居の支援による生活基盤の安定

①就労支援

1 生活保護受給者・生活困窮者・児童扶養手当受給者に対する就労支援
2 障害者の就労支援　3 高齢者の就労支援

②住居支援

1 市営住宅の適切な提供　2 生活困窮者等に対する安定した住居確保
3 高齢者・障害者への住まいの情報提供

● 保健医療・福祉サービスの提供

①高齢者や障害のある人等への支援

1 生活保護制度　2 生活困窮者への支援
3 高齢者等への支援　4 障害のある人への支援

②薬物依存に対する支援

1 基幹相談支援センターや専門職等による相談支援　2 薬物乱用防止教室の実施
3 薬物・危険ドラッグ乱用防止の広報・啓発　4 民間団体との連携
5 看護師等による重複受診、頻回受診等への相談指導

● 若者の非行防止と修学支援

①学校や地域と連携した非行防止

1 こども家庭センターの各種支援　2 こども見回り活動の実施
3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等よる児童生徒等に対する相談支援
4 職業観等学びの支援　5 青少年センターの運営

②修学支援・学習機会の提供

1 生活保護世帯における中学生の高等学校等進学の実現への取組
2 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の推進
3 児童向けの学習・就学支援

● 関係機関・団体との連携強化

①保護司会の活動への協力・支援

1 保護司会の活動への協力支援　2 公的施設へのサポートセンター設置

②居場所づくり

1 高齢者の居場所づくり　2 障害者の居場所づくり　3 こどもの居場所づくり

計画の推進に向けて

支援者のネットワークづくり

犯罪をした人等を支援するため、保護観察所や矯正施設等の刑事司法関係機関、富士吉田地区保護司会や富士吉田地区更生保護女性会などの更生保護に関わる団体、山梨県や富士吉田市等の行政が有機的に連携し、対象者に対する包括的な支援に繋げます。

また、市民に加え地元企業の理解も重要であり、地域における支援者のネットワークの充実を図ります。

富士吉田市　成年後見制度利用促進計画

（令和７年度～令和 11 年度）

概要版

計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立て手続により、成年後見人等を選任して、その方に代わって意思表示を行い、生命・身体・自由・財産等の見地を擁護するための制度です。

社会の高齢化が進み、判断能力が十分でない人が住み慣れた地域で日常生活を送り続けるためには、社会全体で支えあうことが喫緊の課題となっています。しかし、成年後見制度はそのための重要な手段ですが、まだ十分に利用されていないのが現状です。

こうした状況の中、成年被後見人等の基本的人権が尊重された生活が保障されること、成年被後見人等の意思決定支援と身上保護が適切に行われることを理念とした「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年５月に施行されました。平成 29 年３月に、同法を受け「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。

本市においても、すべての市民が、本人の意思や尊厳を尊重され、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて、「富士吉田市成年後見制度利用促進計画」を策定します。

課題

（１）認知不足

広く市民に対し、制度内容や利用方法、相談先など周知を図っていくことで、判断能力の低下が軽度の段階で、本人の希望や生活課題に応じて補助・保佐類型の成年後見制度を利用することも考えられ、権利擁護支援の推進につながると考えらます。

（２）相談・申立に関するサポート体制の充実

分かりやすい情報発信、相談機能の充実、成年後見制度に関する申立手続の円滑化のための支援、資金面での助成など、多様な行政のサポートが求められています。

（３）地域連携ネットワークづくりの必要性

国の第二期成年後見制度利用促進計画の地域連携ネットワークづくりにおいて、どの地域においても尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加支援を図るとされています。そのため、中核機関を中心に様々なネットワーク構築が必要です。さらに、権利擁護や地域の課題等を話し合うための協議する場の体制づくりが必要であり、そこで、市民の立場で活動を行う「市民後見人」といった権利擁護支援の担い手不足などの課題についても協議、検討していく必要があります。

基本方針

障害や加齢による判断能力の低下などがあっても、誰もが住み慣れた地域で、地域の人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できるまちの実現に向けて、次の３つを基本方針として設定します。

- **基本方針１**　**市民の理解促進・関心を深める**
- **基本方針２**　**地域での支援体制の充実を図る**
- **基本方針３**　**中核機関の体制整備と機能強化を図る**

計画の基本方針

● 成年後見制度の普及促進

①制度の周知・啓発

1 広報・啓発活動の推進　2 講演会等の実施　3 研修会等の実施

②成年後見制度利用支援事業

1 市長申立ての実施　2 申立費用の助成　3 後見人等への報酬助成

● 地域連携ネットワークの構築

1 協議会の設置及び運営
2 制度利用者を中心とした支援チームの検討及び形成
3 日常生活自立支援事業との連携
4 富士吉田市社会福祉協議会が実施する法人成年後見事業との連携

● 中核機関の体制整備と機能強化

1 成年後見制度に関する専門的相談窓口の周知　2 庁内関連部署との連携の強化
3 各相談支援機関との連携　4 相談員の質の向上

中核機関の設置状況について

成年後見利用促進法及び国における成年後見制度利用促進計画において、市町村は、成年後見制度を必要とする方が、全国どこにいても適切な権利擁護支援が受けられるよう、権利擁護の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（中核機関）の設置などについて努めることとなりました。本市では、令和6年4月1日より健康長寿課内に中核機関が設置され、健康長寿課と福祉課が一体となり、中核機関の体制整備を進めていきます。

中核機関の体制として、段階的に次に記載する機能を整備していく予定です。

①広報機能　②相談機能　③利用促進機能
④後見人支援機能　⑤地域連携ネットワークの構築
⑥協議会等の運営　⑦担い手の育成・活動の促進

計画の推進に向けて

市民理解と共助精神の醸成

後見人制度については、市民一人ひとりが正しい知識を持ち、制度に対して理解することが大変重要であり、市民への普及啓発が最重要課題であります。市民に加え、市民活動団体やＮＰＯなどの理解も重要であり、地域における理解者を増やしていきます。

また、地域の中でともに支え合いながら、寄り添った親身な支援や地域に根差した細やかな支援などにつなげられるよう、市民の理解を深めるとともに、共助精神の醸成を図ります。

・富士吉田市　地域福祉計画（第５期）
・富士吉田市　再犯防止推進計画
・富士吉田市　成年後見制度利用促進計画　概要版

発行年月：令和７年３月
発行：富士吉田市 市民生活部 福祉課
〒403-8601　山梨県富士吉田市下吉田６丁目１番１号
TEL：0555-22-1111　メール：fukushi@city.fujiyoshida.lg.jp